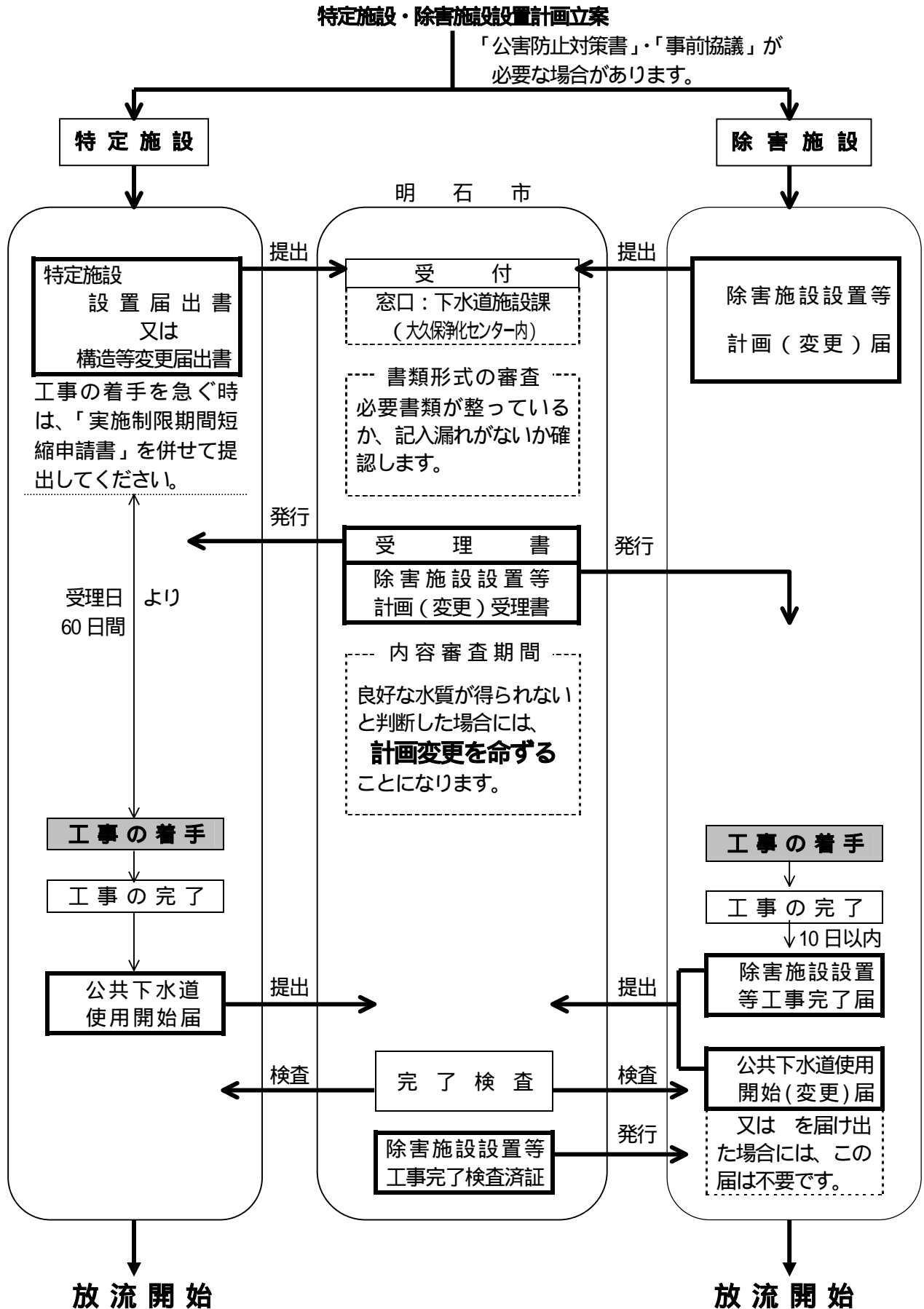


8. 届出から放流開始までの流れ

(届出書の番号は3、4ページの番号と対応しています。)



9 . 水質の測定及び報告

(1) 水質の測定義務 (下水道法第 12 条の 11)

公共下水道を使用する事業場は、下水の水質を測定し、その記録を 5 年間保存するように義務づけられています。

水質分析は、法令で定められた方法『下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和 37 年厚生省、建設省令第 1 号)』で行ってください。試験紙やパックテスト等による簡易法は毎日の管理には有効ですが、法の定める方法としては認められていません。自社において測定が困難な場合は、分析会社へ依頼してください。

測定項目及び回数は、事業場毎に異なりますので、お問い合わせください。

(2) 報告の徴収 (下水道法第 39 条の 2)

定期的に、下水の量や水質に関する「**水質等測定結果報告書**」、及び除害施設の維持管理状況等に関する「**除害施設等維持管理報告書**」の提出を求める場合があります。

10 . 立入検査 (下水道法第 13 条)

下水道法では、公共下水道管理者が公共下水道の機能を守るため必要な限度において、事業場に立ち入り、施設の調査ができることになっています。

明石市では、随時立入検査を行い、特定施設・除害施設等の稼働状況の調査や下水の水質検査を行っています。事業場の敷地内または公道上で採水しますので、採水する柵の上には物や車を置かないようにしてください。

11 . 命令及び罰則

(1) 排除の停止又は制限 (明石市下水道条例第 11 条の 2)

公共下水道を損傷するおそれがある場合又は公共下水道の機能を阻害するおそれがある場合等には、排除を停止させ又は制限することがあります。

(2) 改善命令等 (下水道法第 37 条の 2、明石市下水道条例第 11 条の 3)

排除基準に違反している時又は違反するおそれがあると認められる時は、以下のことを命ずることがあります。

特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法についての改善

特定施設の使用の停止

下水道への下水の排除の停止

(3) **罰 則** （下水道法第 45 条～ 51 条、明石市下水道条例第 32 条～ 34 条）

以下の者は、懲役または罰金に処せられます。

下水道の機能に障害を与えた者

排除基準に違反した者

公共下水道管理者の命令に違反した者

規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者